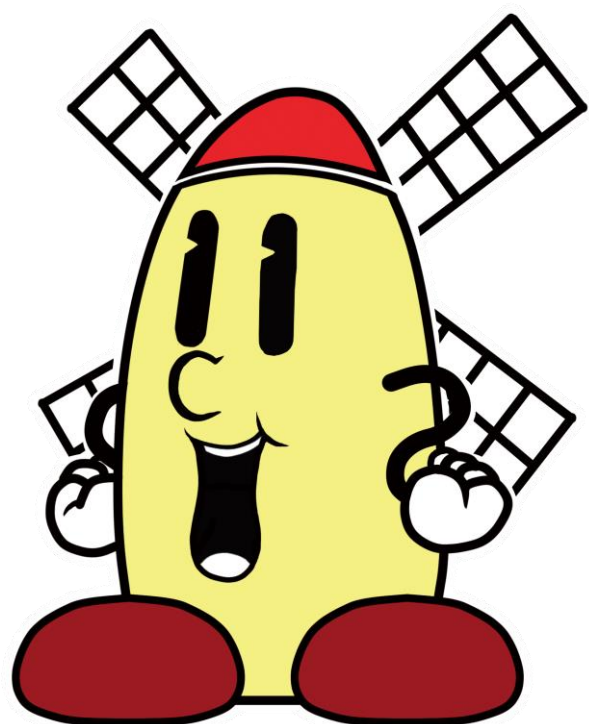


令和 5 年 度

教育行政方針



松伏町教育委員会

令和５年度 教育行政方針

議長のお許しを得ましたので、本日ここに令和５年度の教育行政方針を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものです。

はじめに、令和５年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらの教育行政になると思いますが、松伏町の教育行政目標である「豊かな文化の担い手と思いやりのある心をはぐくむ松伏の教育」の具現化を目指し全力で取り組んでまいりたいと存じます。

学校教育につきましては、児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係に基づいた豊かな人間関係を基盤とした教育を推進します。その中で、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」の実現を目指した「令和の日本型学校教育」の実現を目指してまいります。そのために、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適な学びや協働的な学びを実現するための授業改善や、その学びを支える環境の整備を進めてまいります。

学校教育が抱えている今日的課題として、学力の問題に加えて学校で学ぶ子供たちの多様化があります。

まず、特別支援学級に在籍する児童生徒は増加し続けておりこの１０年で約２倍となっています。

さらに、通常学級に在籍する小中学生の８．８％に発達障害の可能性があることが昨年１２月に文科省の調査からわかりました。この数字は、教員への調査で医学的な裏付けがあるものではありませんが１０年前の前回調査では６．５％、２０年前の調査では６．３％でしたので、近年指導が難しい児童生徒が急増していること

は間違いありません。

また、外国人児童生徒など家庭で日本語を話す頻度の低い子供が増加している傾向があり、本町でも日本語の指導が必要な児童生徒が生じています。

また、本町の就学援助世帯の割合は近隣市町と比べても高く、経済的な困窮を背景に教育や体験の機会が乏しい状況に置かれている児童生徒の存在があります。

生徒指導上の課題としては、いじめの認知件数や暴力行為、不登校児童生徒数の増加があげられます。この内いじめの認知件数については、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解決に向けた取組を行っていると考えています。暴力行為についても同様に小さなものも暴力行為と捉え指導していると考えています。

しかし不登校については、小中学校とも増加傾向にありその解決に向けた取組は大きな課題であると考えています。

このような多様な子供たちが存在する中で全ての子供たちに応じた教育を充実するためには、これまでの学校教育のままでは対応できないと考えています。どんなに質の高い授業でも、黒板とチョークによる一斉授業だけではすでに限界であり、一人一台のタブレット端末をはじめとするICTの活用は必要不可欠であると考えています。また、保幼小の連携のみならず、小学校教育6年間、中学校教育3年間でそれぞれの考えで教育活動を進めるのではなく、小中学校がしっかりと連携し義務教育9年間で子供を育てていく必要があると考えています。

そして、学校と保護者、地域が一体となって子供たちを育てていくことが重要であるとと考えています。

また、学校教育の課題の一つとして教職員の働き方改革が挙げられます。これまで日本型学校教育が世界に誇るべき成果を挙げることができたのは、子供たちのた

めであればと頑張る教師の献身的な努力によるものであるといえます。学校における働き方改革は、働き方改革そのものを目的とした働き方改革ではなく、教員が職責を果たし児童生徒の成長につながる働き方改革でなくてはなりません。教育委員会としましてもこの視点に立ち、働き方改革を推進してまいります。

また、人生100年時代を迎え、生涯学習、社会教育、文化振興、文化財保護・町史編さん、社会体育などそれぞれの事業において、町民一人一人が主体的に活動し、充実した生活ができるよう施策を行ってまいります。

昨年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、感染対策を行いながら、いくつかのイベントについては、事業の中止や規模を縮小して開催してまいりました。

令和5年度については、新型コロナの感染症法上の位置付けが2類相当から5類へ移行予定であるため、感染拡大防止に関する対応について改めて検討したうえで事業を推進していくとともに、常に新しい発想をもって所期の目的を達成してまいりたいと存じます。そして、町民の皆様が生涯にわたりいつでも自由に学習機会を選択して学習することができる生涯学習社会の構築と、生涯の各世代にわたる社会教育の内容と施策の充実を図ってまいります。

さらに、文化・スポーツ活動をしている個人及び団体に対して支援を行うことにより、文化・スポーツ活動の推進を図ります。また、老朽化している各施設・設備については、利用者が安心・安全に利用できるよう、計画的に更新してまいります。

それでは、以下、教育行政重点施策における教育行政目標に沿って主な施策を申し上げます。

まず、重点施策1 心豊かにたくましく生きる松伏の子の育成について申し上げます

ます。

確かな学力の育成については、「松伏町学力向上プラン」における6つの視点に基づき、基礎学力の向上に取り組んでまいります。特に、GIGAスクール構想により整備された一人一台のタブレット端末を最大限に有効活用するため、引き続きICT支援員を配置し、各学校におけるタブレット端末を用いた様々な取組に対して随時必要なサポートを行ってまいります。加えて、全小中学校に教育支援員を配置し、チームティーチング等の指導を行うことにより、個に応じた学習の充実を図ってまいります。また、継続して小中学校へ語学指導助手（ALT）を配置するとともに、小学校にはALTと教師を補助する日本人英語指導助手（JET）を配置し、英語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成に努めてまいります。さらに、「松伏町学力テスト」を実施し、児童生徒の学力の実態把握に努めます。基礎学力向上の効果を検証するとともに、児童生徒の経年変化やつまづきを把握し、今後の学習指導の工夫改善に活用してまいります。また、学ぶことの楽しさを体感してもらうため、令和5年度においても、小学校5年生を対象として、大学教員による科学教室を実施します。科学に関する講話、実験や実演、児童同士の話し合いや工作を通して、理科に対する興味・関心を高めることにより、学習意欲の向上を図ってまいります。

創意工夫を生かした特色ある学校づくりについては、各学校に交付金を交付し、児童生徒や地域の実態に応じた特色ある学校づくりを推進できるよう支援してまいります。

体験活動を重視した豊かな人間性を育てる教育については、各学校における校外活動や文化活動、地域住民との交流等の実施を支援するとともに、道徳の授業を核

として、学校教育活動と関連付けた人間としての生き方を学ぶ教育の充実に努めます。教育相談体制については、引き続き、適応指導教室に教育相談員を、各中学校に学校生活相談員を配置し、県の配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、個々の児童生徒の実態に応じた適切な支援を進めてまいります。特に、適応指導教室における教育相談員については、令和5年度から勤務体制を変更し、より多くの児童生徒に適切な支援を行えるよう、相談体制の充実に努めてまいります。また、小中学校の連携による実態把握を行うため、長期欠席・不登校に関するアセスメントシートを活用し、一人一人に寄り添った指導・支援ができるよう努めてまいります。

健康の保持・増進と体力向上を図る健康教育については、体力向上推進委員会において研究協力校を委嘱し、授業研究や体力向上に向けた具体的な取組について調査研究を行ってまいります。学校給食については、引き続き安定した給食センターの運営を行い、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。また、児童生徒が自分で選んで食べることで給食に興味を深めることを目的とした「セレクト給食」、学校生活の思い出作りを目的とした「ミニバイキング給食」、行事食や郷土食など旬の食材を使った「お楽しみ献立」を引き続き展開してまいります。併せて地元の農産物や特産品を活用した献立づくりを推進してまいります。特に、農産物については、令和4年度から開始した地元産の埼玉県推奨米「彩のきずな」を引き続き提供し、令和5年度からは、毎月食育の日に地元野菜を優先的に使用した献立づくりを行い、地産地消を推進してまいります。給食の献立や栄養については、「ほほえみだより」を発行し、食育の啓発を図ると同時に、全ての小中学校で食育の授業を実施してまいります。また、老朽化が進む給食センターの空調設備等の改修に向け、改修工事に伴う設計業務を実施してまいります。

学校・家庭・地域・関係機関が連携した開かれた学校づくりについては、令和4年度から各学校に設置された学校運営協議会において、各委員から学校運営に関する意見を積極的に聴取するとともに、学校応援団組織を最大限活用し、学校と保護者、地域が一体となった取組を進めてまいります。特に、各小学校と町内保育所、保育園、認定こども園、幼稚園については、保・幼・小連絡協議会を中心として連携を密にし、「保・幼・小連携推進リーフレット」を活用することで、幼児教育から小学校教育への円滑な学びの接続を目指します。また、共通の指針である「幼児期の終わりまでに育ってほしい『10の姿』」について協議を深め、保・幼・小連携の一層の推進を図ってまいります。

地域に信頼される学校運営については、「松伏町学校評価ガイドライン」に沿って実施する学校評価を活用し、学校運営の組織的・継続的な改善に努めてまいります。

教職員の資質向上については、基本となる1単位時間の学習の流れを示した「松伏授業プラン」に基づき、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現が図られるよう指導してまいります。また、教育支援・学力向上に係る学校訪問をはじめ、年次研修や臨時的任用教員に対する研修、校内研修等において各学校に指導主事が訪問し、指導助言を行うことで、児童生徒の学力の向上に努めてまいります。加えて、令和5年度においては、全教職員を対象とした教育委員会主催研修を実施します。学校現場で働く教職員の意識改革、スキルアップ等を図り、教職員の資質向上に取り組んでまいります。

児童生徒の命を大切にする学習環境については、埼玉県教育委員会より委嘱を受けたスクールガード・リーダーを中心として、交通指導員の方々や各学校のボランティアの方々などの協力を得ながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。防災教育についても、各学校において適切に避難訓練を実施し、保護者への連絡体制

の強化や実践的な防災教育の推進に取り組んでまいります。また、令和2年度から実施している中学生学習支援教室についても引き続き実施し、大学生等の学習支援員から適切なサポートを受けられる学習機会を提供してまいります。

施設設備の充実については、安全な学校運営のために必要な施設整備・修繕を計画的に実施してまいります。特に、一人一台のタブレット端末を有効に活用するためには、安定した通信環境の整備は必要不可欠です。令和5年度においては、町内で最も児童数が多い松伏小学校において光回線を増設し、さらなる通信環境の改善を図ってまいります。

自他の生命と人権を尊重する教育については、何よりも「命を大切にする教育」を徹底してまいります。また、「松伏町いじめの防止等のための基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解消に取り組んでまいります。併せて、「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策調査委員会」を開催し、関係機関との連携を密にするとともに、いじめ防止のための対策について検討を進めてまいります。特別支援教育については、個別の支援計画・指導計画を活用し、一人一人のニーズに応じた支援を行ってまいります。また、平成30年度から松伏小学校で開室している難聴・言語障害通級指導教室に加え、令和5年度から松伏第二小学校において、発達障害・情緒障害通級指導教室を新たに開室します。障がいの特性や程度に応じて必要な支援体制の選択肢を増やし、特別支援教育の充実を図ってまいります。

地域の課題に応じた特色ある教育活動については、令和4年度から各学校に設置された学校運営協議会を中心に、地域の人的資源を生かしながら特色ある教育活動の充実に向けて支援をしてまいります。また、日本語を話すことが難しい児童生徒が増加している現状をふまえ、日本語指導員の支援体制を拡充し、日本語の指導が

必要な児童生徒について、一人一人の実情に応じた支援が行えるよう努めてまいります。小規模特認校である金杉小学校には、新たに6名の児童が学区を越えて通学予定であり、令和5年度は合計で18名の児童が特認校制度を利用する予定です。金杉小学校においては、ALTを常時配置し、英語に重点を置いた教育活動を進めるほか、教育支援員を手厚く配置し、学習や生活に対しきめ細かな指導を実施するなど、少人数による教育のよさを生かし、児童一人一人に目が行き届いた指導を展開してまいります。

次に、重点施策2 豊かで緑あふれるまちを創造する生涯学習の推進について申し上げます。

生涯学習施策の推進については、学習機会の充実を図るため、「いつでも、だれでも、どこでも」を合言葉とした「まつぶし出前講座」や、埼玉県立大学や文教大学等との連携による「子ども大学こしがや・まつぶし」を継続して実施します。

また、町民の自主的な生涯学習の参画を促すため「文化のまちづくり実行委員会」による「ミニまつぶし」を実施し、町民との協働で各種事業を実施することにより、人材の育成や発掘に繋げてまいります。

次に、重点施策3 豊かな文化と思いやりをはぐくむ社会教育事業の推進について申し上げます。

当町が誇る音楽ホール「田園ホール・エローラ」を拠点とした音楽によるまちづくりの推進を図るため、エローラ運営委員会を中心に各種事業を展開いたします。文化芸術の鑑賞機会の提供を図るため、ホールの特性を活かしたコンサートを開催してまいります。また、中学校生活の思い出作りや豊かな感情・感性を育てる教育

(情操教育)などを目的に、中学校を卒業する3年生に向けた本格的なクラシックコンサートも開催します。

文化・芸術活動の支援については、日頃町民の皆様の文化・芸術活動の成果を発表する機会の提供として中央公民館を会場とした「町民文化祭」や多世代交流学習館を会場とした「メロディー祭(まつり)」を開催いたします。

社会教育関係団体の育成・支援については、「子ども会育成会連絡協議会」、「ジュニアリーダー連絡協議会」、「PTA連合会」、「文化協会」に対して助成金を交付するとともに、各種団体と連携をしながら運営の支援を行ってまいります。

また、文化活動において全国大会などに出場する個人や団体に対し、文化推進奨励金を交付し、文化活動の更なる活躍を応援してまいります。

公民館等を活用した事業の企画及び学習内容の充実については、町民の皆様が楽しく学べる各種講座や教室を中央公民館及び多世代交流学習館において開催してまいります。

多世代交流学習館においては、学校教員を経験したコーディネーターを配置し、その経験を活かし学校と連携した講座、教室を引き続き実施してまいります。

学校を活用した学習機会の提供として、小・中学校と連携を図り、学校教職員や学校施設を活用し、学校開放講座を開催してまいります。

家庭教育の推進については、小・中学校PTAと連携し、家庭教育講座や役員研修会を開催いたします。また、小学校においては就学時健康診断、中学校においては入学説明会で、保護者を対象とした講演会の開催及び啓発紙を配布し、家庭教育の重要性を認識していただくよう推進・啓発を図ってまいります。

青少年健全育成の推進については、ジュニアリーダーの育成を図るとともに、すこやか子育て課と連携して、青少年が健全に成長できるよう啓発活動を行います。

また、金杉小学校においては、放課後の安心安全な活動を充実させるため、学習活動や様々な体験活動を行う放課後子ども教室を実施してまいります。

人権教育・啓発の推進については、「松伏町人権施策推進指針」及び「松伏町同和教育の基本方針」に基づき、人権問題の正しい理解と認識を深めるため、人権セミナーを開催いたします。また、関係機関と連携をしながら、各種事業を実施するとともに、様々な差別の解消を図るため啓発活動を実施してまいります。

老朽化が進む中央公民館の空調機器の改修工事を実施します。実施に当たっては、関係者と調整しながら工事中でも出来る限り施設を利用できるよう工夫してまいります。

中央公民館及び多世代交流学習館の図書室については、新たな図書を購入するほか町民の皆様を読み終えた本の寄贈を募るなどし、充実を図ってまいります。

さらに、古くなった図書の再活用として、町内小中学校への提供、放課後児童クラブを対象とした巡回図書などの事業を引き続き実施し、町民の皆様が本と触れあえる機会の提供に努めてまいります。

多世代交流学習館においては、コロナ禍のため令和2年度から令和4年度まで見送っていたサロン事業「メロディーカフェ」及び「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を再開し、地域コミュニティの場として提供してまいります。学校の部活動やサークルの発表の場としてのミニコンサートを実施し、サロン事業の充実を図ってまいります。

次に、重点施策4 歴史・文化の保存と継承について申し上げます。

松伏町の歴史や文化を後世に継承するため、町史の調査及び研究を引き続き進めてまいります。令和5年度は、昨年度に刊行した「町史 資料編 近代・現代」に

続き7巻目となります「文化財編 石造物・絵馬・指定文化財」を刊行いたします。

また、各部会では、令和6年度刊行予定の通史編に向けて引き続き調査・研究及び執筆を進めてまいります。

文化財の調査及び保護については、文化財保護審議委員会を開催し、新指定文化財候補の選定を行う他、埋蔵文化財を整理し、発掘調査報告書の刊行を進めてまいります。

また、文化財の普及・啓発については、松伏町の歴史に対する理解や郷土愛の醸成のため、一般向けや子供向けの歴史講座を実施するとともに、関係機関と連携した事業を進めてまいります。

次に、重点施策5 スポーツ健康都市づくりの推進について申し上げます。

スポーツ・レクリエーション活動の支援と健康・体力づくり事業の推進については、プロのチームもしくはプロ選手を講師に招き、スポーツ教室等を開催します。一流のプレーや指導に触れ、通常の練習では経験することのできない機会を作り、自分の夢に向かって動き出すきっかけづくりや、一層スポーツが好きになるなど、子供たちの笑顔と頑張る姿が見られるような事業を実施します。また、体力向上と健康増進を図るため、プールを活用した教室や第39回埼玉県B&Gスポーツ水泳大会、ウォーキング事業、町民体力テストを実施し、新春ロードレース大会についても継続して開催してまいります。

生涯スポーツの啓発については、子供から高齢者まで生涯を通して、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動を日常的に楽しめるように、スポーツ推進委員が定期的で開催している「気楽に遊び体(たい)」で、気軽にスポーツを楽しめる環境を提供していくほか、障がい者スポーツも取り入れ、健常者と障がい

者が一緒に参加出来る事業に取り組んでまいります。

生涯スポーツを支える人材の育成・確保については、スポーツ活動の指導者であるスポーツ推進委員の研修参加について、支援を行ってまいります。

スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援については、「スポーツ協会」、「スポーツ少年団」、「総合型地域スポーツクラブ」に対して助成金を交付するとともに、各種団体と連携をしながら運営の支援を行ってまいります。

また、スポーツ活動において全国大会などに出場する個人や団体に対し、スポーツ推進奨励金を交付し、スポーツ活動の更なる活躍を応援してまいります。

スポーツ施設の充実については、B & G海洋センター、町営運動場、学校体育施設を多くの方にご利用いただけるよう施設の管理運営に努めます。

町民の皆様に快適な環境でご利用いただけるよう日々点検等を行い、施設・設備の充実に努めてまいります。

今後も、教育行政の公正かつ適正な運営に努めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和5年度の教育行政方針といたします。

ありがとうございました。